

岩美町発注工事等に係る現場代理人の常駐義務の緩和措置運用

令和5年12月26日
岩美町副町長
(公印省略)

現場代理人については、工事現場に常駐が義務付けられているところですが、下記条件に該当する工事等に限り、現場代理人の兼務を認める運用を実施します。

記

1. 対象工事

以下の条件を全て満たす工事等について、合計3件まで現場代理人の兼務を認めることとします。なお、県町が発注する工事等を含む場合は工事現場が岩美町内とし、当該県町が兼務を了承していることとします。

また、安全管理上の理由、工事等の難易度及び施工内容等により、兼務が適当でないと判断した場合は、兼務を認めない場合があります。その他特別な事情等これによりがたい場合は別途協議に応じます。

- (1) 岩美町が発注する各工事等の請負代金額が、いずれも4,000万円（建築一般工事の場合は8,000万円）未満であること。
- (2) 兼務させようとする現場代理人が、他の工事等で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

2. 手続き

現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人兼務届」（様式第1号）に兼務させようとする他方の工事等の位置図及び工程表を添付し、各工事等の担当課に提出してください。

また、現場代理人兼務状況に変更があった場合、又は兼務を解く場合は、「現場代理人兼務状況変更届」（様式第2号）を各工事等の担当課に提出してください。

3. 適用期間

令和6年1月11日以降に契約を行う工事等に適用します。ただし、これ以前に契約を締結し施工中の工事等についても、現場代理人兼務届出書を提出することにより、兼務を認めます。

4. 変更契約により対象工事等の条件を満たさなくなった場合の取り扱い

兼務している工事等のうち、変更契約によりいずれかの工事等の請負代金額1件が4,000万円以上（建築一般工事においては8,000万円以上）となり、兼務対象工事等の条件を満たさなくなった場合は、新たに専任の現場代理人を配置する必要があります。

5. 施工管理等

工事等の施工管理については、次の各号を遵守してください。

- (1) 現場代理人は、兼務するすべての工事等の監督員と常時連絡がとれる体制を確保すること。
- (2) 現場代理人は、兼務するいずれかの現場に駐在することとし、工事等の運営及び取り締まりを徹底すること。
- (3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理の対策を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かえる体制を確保すること。

6. 兼務の取り消し

「現場代理人兼務届」を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに専任の現場代理人を配置しなければなりません。

- (1) 工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人兼務を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 条件を偽り、又はその他不正な手段により兼務を行った場合

7. 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務配置としたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めてください。
- (2) 受注者は、兼務配置の工事等において、工期内の履行を徹底してください。